

講演

社会体制と法——東中欧社会への視座

ヴァルガ・チャバ

平泉公雄 訳

早川弘道 校訂・解題

〔解題〕

本資料は、一九八七年九月、早稲田大学比較法研究所公開講演会におけるヴァルガ博士の講演記録である。ヴァルガ・チャバ氏は現代ハンガリーを代表する法哲学者であり、なく科学アカデミー法学研究所上級研究員の地位にあると同時にブダペシュト大学法学部等でも研究・教育の任にあたっている。イタリア、イギリス、カナダ等での在外研究も豊富であり、日本には一九八七年世界法哲学会（神戸）を機会に訪れ、学会後早稲田大学比較法研究所外国人学者訪問研究員として

数週間滞在し、日本、中国等アジア法の資料収集、分析にあたり、同時に現代ハンガリーの改革と法についての意見交換を行った。

ヴァルガ氏は、カーダール体制における「政治の独占」枠組内でぎりぎりの地点まで追究された「学問研究の自由」の構造にあって、ハンガリーの生んだ二〇世紀の思想的巨人のひとりルカーチ・ジェルジの社会哲学を、法思想として解説し直すという難事を一貫して行ってきた。ルカーチの記念碑的著作『歴史と階級意識』への法学的アプローチは、おそら

く世界で最初の本格的仕事であり、その作業は氏の革命と法、諸体制と法、そして諸文明と法という各レヴェルでのダイナミックな分析に連関をなすものとなった。こうした研究が、かのサポー・イムレを代表とするハンガリー「社会主義法学」の独自の相貌、例えばソ連の「マルクス・レーニン主義法学」に対する、人権論を要においた批判と修正の試みを背後におくものであったことも指摘されてよい。

ヴァルガ氏の著作は、多数、多岐にわたるが、ここではルカーチ研究の集大成である『The Place of Law in Lukacs' World Concept, Akademiai Kiado, Budapest, 1985及び彼の編著『Comparative Legal Cultures, Dartmouth, 1992』のみをあげておく。

本講演の掲載が著しく遅延したのは、解題筆者の事情によるもので、ヴァルガ氏及び当日通訳の労をとられた平泉公雄氏（当時アジア経済研究所研究員・ハンガリー社会・経済論）にお詫び申し上げると共に、あらためて感謝の意を表したいと思う。本講演は、ハンガリー社会主義労働者党第一三回大会直後の、社会的変動の顕著な予兆を見やなりながらのものであり、同時に東中欧地域における社会体制と法について、浩瀚な学識を基礎とした法文化論的解明を企図するものであった。周知のようにその変化は、一九八九年東欧市民革命へと

連続したが、氏の講演内容にかかる歴史の変動を介してなお十分に説得的なものと評することができよう。時間的制約により簡潔な報告となっているが、氏の学問的パラダイムの雄大なスケールをうかがわせるものであった。当日の講演はハンガリー語で行われ、参会された羽場久渥子氏（法政大学）による質疑をはじめエキサイティングで充実した討論が展開されたことが、いまだ印象に新しい。なお録音テープからの訳稿作成に、笹沼弘志氏（当時早稲田大学法学研究科院生）の御助力を得たことを附記し謝意を表する。（一九九二年八月）

*

親愛なる参加者、出席者の皆さん、今日、このような形で早稲田大学において講演する機会を与えて下さった比較法研究所の方々にまずお礼をいわせていただきたいと思います。

私の学術活動について先に紹介されたことは非常に光栄なことですが、たんに私だけでなく、日本の学者の方々もハンガリーで非常に貴重な活動をなさっています。私自身、最近ブダペシュトで四名の日本人研究者の方々とお会いいたしました。この方たちはブダペシュトにおいてハンガリー語で研究を続けておいでして、社会学の分野で研究なさっ

ていました。このように日本の学者の方々も、ハンガリーで非常に精力的に活動をなさっていることをまずお伝えしたいと思います。私自身の専門は先ほど御紹介されましたように法哲学でございますが、おそらく本日ここにお集りの方々はいろいろな意味で社会主義の法哲学というよりは、むしろ社会主義の制度的諸側面に関心をお持ちの方が多いのではないかと思います。そこで、今日の私の講演におきまして

も、法哲学というよりはむしろ今日的な制度的、あるいは社会の一般的な法にかかわる問題を特にテーマとしてとり上げたいと思います。したがって、今日のテーマは、「社会体制と法——東・中央ヨーロッパの見方——ハンガリーの今後の展望」というところに視点を据えつつ、東・中央ヨーロッパの見方を紹介することにいたしました。当然のことながら時間的制約もありますし、私の講演そのもののなかでは重要な、一般的には語るべき論点が抜け落ちると思いますが、その点については後に討論の時間もございますので、そのなかで私が触れなかった点につきましても率直に質問を出してくだされば、喜んでそれにお答えしたいと思っております。

まず最初にイントロダクションとして、中央ヨーロッパにおける「科学としてのマルクス主義」の状況についてお話ししたいと思います。いろいろな捉え方があるとは思いますが、

ここではG・ルカーチの研究に関係した過去数十年間の射程について取り上げたいと思います。

ルカーチはオントロギア（存在論）と認識論との間に明確な区別を行いました。彼によりますと、オントロギアといえるのは社会に存在して現に社会に影響を与えているもの（を対象とする）と定義されております。したがってそこにおける一つの基準（指標）は、社会に対して影響力があるか否かということであります。社会において活動する人間には必ず意識がございます。意識を持っているわけですが、それは本物であるか誤っているかいずれかであります。しかし、いずれにしても、社会的に行動する人間はそうした意識を持っているわけです。それに対し、第二の認識論からするならば、宗教でも、政党の活動とかいろいろな社会活動などそれが誤っているか正しいかということを知ることができません。それは実際その通りであるわけですが、しかしそのこと自体は、正しいか間違っているかどうか自体は、オントロギアにおける問い——それがなぜ社会にとって影響力をもったのか、たとえば間違った認識であっても、それがなぜ現に社会に対して影響力をもったのかということに答えることができます。したがってオントロギアの一つの課題は、たとえば認識論的にみて間違いであるというふうに認定をくだしうるもの

であつても、それが社会に対して何故影響力をもちえたのかというそのプロセスを検討することにあります。

そして、今まで申し上げたことから出てくるものがつぎの結論です。

すなわち、ルカーチによれば、イデオロギーと理論は明確に区別されることになります。この場合、イデオロギーというのは、それは正しいか、間違っているかとはかわりなく、とにかく社会に対して影響力を有しているか否かにかかわるものです。したがってイデオロギーというのは現実の効果という意味であり、それは、現実にも所属する概念であります。よつて、イデオロギーというのは、まさにそれゆゑに明確に理論活動から区別する必要がでています。それ故に、理論は現実とイデオロギーではないということが明確に認識されねばなりません。

このようなイデオロギーと理論との区別は、ハンガリーにおいて実に明確な一定の帰結をもたらしました。すなわちハンガリーでは実際に二つのある種の分業関係ができあがつてきたのです。つまりこのイデオロギーに属するたとえば共産党の活動、そしてその党の活動分野に属する体制、制度的な組織体制などと、それに対して理論活動の方は学問・科学であり、これは明確に区別されます。理論＝学問に属すると、

それは現実に対して影響力を持つてはならないといったある種の分業関係ができあがつてきました。このような区別から出てきたもう一つの帰結として、理論分野に属する人々の理論活動においては、前世紀に形成されたマルクス主義について批判的に検討するということを自らに課することになりました。そこで、この科学としての理論分野は、マルクス主義それ自体を時とともに新たに問い直す、その意味を問い直すといった形で説明を与えるという作業を担うことになってきたわけです。ここからさらに次の点に帰結するわけですが、それが第一の問題です。

この第一の問題というのは、マルクス主義の古典的な理論的枠組を問い直すという課題です。それは土台・上部構造論の問題です。この土台・上部構造という二つの概念の対置、これはマルクスの一つの基礎をなすわけですが、この構造(理論枠組)が、ハンガリーの学界においてはまさに致命的な批判を受けるに至りました。つまり、下部構造と上部構造との間の関係の伝統的なマルクス主義における古典的説明方法というものが、批判の俎上にのせられたのです。それはどういうことかといえば、下部構造が上部構造を規定するというと、上部構造自体の(発展の)連続性が説明されないということになるわけです。これが、従来の古典的な土台・上部構造の捉

え方における一つの問題点です。長い間、マルクス主義の伝統的な考え方から法というものを上部構造として理解すると、法をよりよく理解しようという認識が支配的でありました。ところが、最近では次のようにみなされています。つまり、伝統的な見方——法を下部構造のなかに還元するという伝統的な方法——に立つと、その法学は法そのものの存在意義を一掃してしまいかねないことになります。これまでの一般的理解のなかでは、社会科学の各領域が融合化された結果その独自性が無くなり、すべて上部構造に属するものは下部構造から一義的に説明されるというような考え方が支配してきたのです。伝統的な考え方によると、下部構造は存在するが上部構造は存在しないということが、抽象的には、あたかもありえたかのように思われます。つまり上部構造は下部構造なくして存在しえないが、上部構造無くして下部構造がありえたかのようになるでしょう。しかし、そのようなことはいかなる科学もそれを論証しておらず、現実には、下部構造が存在したときは、上部構造も同時に存在したのです。このように従来の伝統的な土台・上部構造論を批判的に捉える見方が、今では一般的になってきているのです。

今ここで、ソ連なり東欧、ブルガリア等の法学の教科書をとりに上げてみましょう。これらはいずれも法のタイプを社会

経済構成体に応じて区分しています。つまり、みなさんもよく御存じのように、奴隸制、封建制、アジア的生産様式などの様々な社会構成体のタイプにより、法・国家などもすべて区別するというようなやり方が一般的になっています。しかし今やますます明白なものとなってきていますが、このような法や国家の捉え方が法学の内容を貧弱なものにしてきたのです。その結果、法学あるいは法それ自体の伝統・歴史が消滅してしまったかのようです。これに対し、ハンガリーの学界にあつては次のような考え方がますます強まってきています。つまりそれは、法というものはそれ自体の論理、継承性・連続性により存続しているのであり、したがって、法を制定する際にも、法それ自体の連続性に基づいて行うのでなければならぬという認識です。その場合の認識というものは基本的にはどういうものかという点、法というものはいわば永久に、ある特定の時代、ある特定の段階においてのみ有効なものというのではなく、永遠に有効性を持つそのような手段であるというものです。

それともう一つ関連するのが、社会主義のイメージ、社会主義の現実をどう理解するかという問題です。まず、社会主義像というものに関していますと、現在まで長い間支配的であったものは、ソ連で形成された局地的なものの一般化で

あるといわねばなりません。これが、数多くの部分的な研究から引き出される結論でしょう。ロシアにおける状況、ロシア社会のあり方、そしてその後の国内戦、ネップに至る歴史があるわけですが、そのなかで形成されてきたものが、今日社会主義であるとされるものの内容なのです。たとえば国有化に関しても同様な視点でとらえることができます。つまり、それはたんなる手段の一つにすぎなかったものですが、それが自己目的化されたということがあります。その他にも、マルクス主義の命題のなかには、もともと手段的な側面をもっていたものでも、やがてそれ自身が自己目的化するといったことを数多く見ることができると思います。

ソ連の今日の社会主義像のなかには、ソ連において局地的につくられたイメージがあるわけですが、それができた当時はそれなりのユートピアがあり、その当時の状況には適合したものでした。ところが、それは今日に至り現実性を失い、現実とは相反し、対立するものに転化してしまっているということを認識せねばなりません。今日では形式ではなく、内実が重要なものとなりつつあるのです。たとえば、サーヴィスの無償化という問題や多様な利害の完璧な一掃をあげることができます。様々なサーヴィス活動についていえば、それに関していろいろな機関が存在し、お互いに競争し合って、

人々は自分の好きなものを利用すればよいといった、相対的な、多様な機関の並存といったものを否定して、国家が一元的にすべてのことを引き受けるといったかたちのサーヴィス部門のあり方がありますが、これも従来の社会主義像の一部を成しています。そのようなシステムは意に反して効果がなく、むしろ、社会の諸過程に反作用し、社会の活力を低下させるのです。それと同時に、国家の圧倒的な優位性を強めていくのです。

従来の「土台・上部構造」という捉え方が、いかに無意味であるかということ、ヨーロッパ分析によって示してみたいと思います。最近のハンガリーの学問的成果によりますと、全ヨーロッパにおける社会的区分においては、従来のマルクス主義における奴隸制、封建制といった社会構成体による区分というものではなくて、むしろ東・中央・西といった地域的区分が重要なものとなってきました。このヨーロッパの地域における区分は、カール大帝の時代に既にできあがっています。この西と東についていえば、西を特に基本的に規定したのはローマ帝国であり、東を規定したのはビザンチン帝国でありました。この二つが基本的構造をなしたのです。西の方は有機的發展（あたかも生物のような連続的な發展）を行い、東の方は基本的には停滞が支配しており、その停滞的な

かで上から暴力的に發展させようとする試みの連続であつたといふことができます。西、すなわち「ローマ」の地域では、非常に早い時点から市民的意識・契約關係が發展しました。それに対して東（「ビザンチン」地域）では、遅れているといつた劣等意識が支配してきました。「ローマ」の方ではルネッサンスが起きましたが、この意味するものは宗教と現實社会とを一人の人間のなかで現實的に分離するといふことでした。それに対して、ビザンチンの側では一元的意思決定が支配的となりました。こういった特徴づけから明らかとなることは、西側では社会的な小グループが一つの存在意義を持ち、生きていくことができるということであり、このことは、西方における論理的帰結であります。それに対して東方では、歴史的に形成された構造からいつて、上から下への一方的な、いわば強力な働きかけというものが構造化されていきました。その結果は何であつたか。西方では進化が、東方では革命、あるいは上からの恩寵的改革が支配的となりました。西方では連続的進化が支配的となり、市民社会が形成されることとなりました。それに対して東方では、自律した市民社会ではなく、支配を受容する大衆が形成されたのです。西方では社会の状態は自らの成果であり、自らかちとつたものであるが、それに対して東方では、あらゆる社会状態は上から与えられ

たものとなります。したがつて、その意味するものは、その社会状態はいつでも取り上げ、引き上げることができるといつたことです。

これらに対して、我々にとってより興味深いのは中間地帯です。中間地帯というのは、伝統的には西から多くの影響を受けつつも、東からたえず害を被り続けたという両面性があります。そのような説明をうけた場合、ここでの社会主義の概念の把握の仕方も問題となつてきます。すなわち東方で生まれた社会主義の概念と、西方で可能となり、生まれうる社会主義というものが、全く異質なものであるといふことは明らかでしょう。それによつてまた、ハンガリーが属する中間地域の社会主義像が多くの問題をかかえ込むことになることも当然理解できることと思ひます。これまでのところ、西には社会主義がなく、東と中間地域にのみ社会主義が存在するわけですが、ハンガリーは中間に属し、東に多くの経験を負つてゐるわけですが、それが多くの問題を孕んでいるといふこともまた知つております。そこで問題となるのは、このような位置づけ、枠組みのなかで国家と法の在り方が、中間地帯にあるハンガリーの現実のなかでどのような問題を有しているかといふことです。まず国家についていいますと、ハンガリーでは幾世紀にもわたつて社会の改革なり変革のイニ

シアティヴをとつてきた主体が、たえず国家であつたということがあります。周知のようにこの地域は経済的に遅れた地域であつたため、国家の機能が過度に肥大化したのであります。そのことは、いいかえるならば、あらゆることに国家が介入するということになります。法についても同様のことがいえます。この中間地帯では、あらゆる社会の動きの規制手段は法であります。社会改革についていうと、法はその手段であります。しかし、非常に多くの場合、法はたんに手段であるというよりは、(改革の)代替物であります。法律がもともと社会改革のたんなる手段に墮すると問題であるが、しかしそれ以上に、そこにすら至らず、代替物に、即ち改革を行うのだというお題目の下に現実に生まれたものがいわばそれの代替物に(内容的には)なつてしまふということになると、それはもつと問題であります。

ロンドンのアロット(A. Allott)教授によると法は二種類に分類されます。一つは形式的なもの(枠組)であり、それは受け入れても、受け入れなくてもよいものです。例えば婚姻を例にとると、婚姻法は受け入れてもいいし、受け入れなくてもよい。選択が本人にまかされているのです。それに対して法のもう一方の形式は、いわば強制的なものであつて、それ自体強制的な規範であり、それ以外のものを受け入れては

ならない、そうしなければならぬ、といった二つの側面を法は有しているのです。アロット教授によると、社会改革というものを、法のフレームワーク、かくあるべしといった法の形式で実現することは不可能であります。つまり改革を命令によつて行うことはできないのです。中間地帯、そして東部地域においては、現実の改革なりすべてのやり方が、法の形式的側面においてなされています。それによつて当然に、法自体の有する現実に対する効力が弱体化し、悪化していきます。中間地域においては政治が非常に大きな、圧倒的な位置を占め、それ以外の他の分野、経済なり法なりのもつ独自性を、政治がその圧倒的な力によつて抑圧するといった関係が形成されています。それに対して、ルカーチの考え方もそうです。社会の発展というものは、一般的法則として、現実には社会のなかの多様な側面(経済・文化等々)が社会の発展とともに分化していくものであります。その意味するところは、社会の発展とともに、多くの分野が分化していき、そのそれぞれが独自性を有し、社会全体として多種混雑的な社会構成体のあり方が一般的となっていくということです。そうすると、政治と経済と法は、それぞれ合理性という概念の上でも異なつた捉えられ方がなされることになります。ハンガリーの最近の多くの研究成果がまさしく試みているの

は、短期的には、政治がその他の経済や法といった分野の独自性を抑えつけて、すべてを政治に従属させ、奉仕させるということとは、可能ではあっても、長期的には不可能であるということです。長期的にはむしろ、そのようなことは自らに復讐することになるといえます。

法の制定・創造についていうと、ハンガリーには最近つぎのような考え方が生まれつつあります。法律というのは、一方では、客観的に把握可能な、客観化の過程である。それから法のなかには、もう一つ、実際に作用するか否かといった、文化としての側面があるということです。法(律)のなかの客観化の側面は、それを受け入れようが、受け入れまいが、それなりに選択可能なものであるが、文化としての法というのはそうはいきません。これは社会全体に完全に浸透し、包括するものであり、受け入れるか否かといった選択の問題ではありません。

そこで現実を改善していくとする場合、二つの方法ができます。一つは、法の客体そのものを問題にし、それまでの法律にかえて、もう一つ別のものをつくるといった方法があります。そういうものに対して、もう一方は、客体を変えるのではなく、それに浸透している文化そのものを変える、影響を及ぼしていくとする運動であります。これまでの社

会主義法における発展は、基本的に法の形式(客体)における発展にすぎないものでした。そして現実には、法文化自体には基本的に発展がなかったといえるでしょう。最近のハンガリーの法学研究においても、法文化を革新することはきわめて困難なものであり、それに対し法の形式そのものを改変することは容易であるということが、ますます明らかになってきております。

今述べましたこの問題に関連してくるのが、ハンガリーで第二次大戦後、ビボー・イシュトヴァーンが提起した問題であります。それは、つぎのようなものです。すなわち、社会の発展が、資本主義化の道と社会主義化の道という二つの道をとる以外にないのか、また、この二つの道のどちらかを決定せねばならないのか、決定を先に延ばすことはできないのか、といった問題です。彼はさきほど申し上げたデイレンマを感じていたことから、このような問題提起を行ったのでした。ビボーがまさに提起したのは、資本主義化の道でも社会主義化の道でもなく、第三の道でありました。この第三の道というのは政治文化の改革、つまり、議論することが可能な土壌をつくり上げていくということであり、資本主義の道を選ぶか社会主義の道を選ぶかといった決定そのものは、むしろ延期するということです。現実はどうであつたか。現実には

は共産党が（社会を）支配するという道を歩んでいったわけであり、一方の道を選んでいったわけです。そのことの結果、中間地帯と東部においては共産主義の道の制度化、上からの暴力的改革がおし進められていったのです。しかしその一方で、政治文化自体の進歩は実現されなままに残されました。

時間の関係上詳しく述べることはできませんが、ハンガリーの法なり法学の分野なりでどのような展開が現在あるか、若干お話ししたいと思います。それを一言で述べますと、ハンガリーでは理論分野においてはきわめて開かれた広範囲な、率直な議論や研究がなされています。しかし、そのことと現実の法制定そのものの分野とは完全に分離したままです。現在ルカーチなどの考え方を継承しつつ、法そのものの独自性、独自の姿を承認していくといった努力がなされています。法というものは、一方では政治の手段であり、これはいわば権力を握っているものの意志を表現するものとしての法である。権力を持つものはこれに縛られることはありません。もう一方は、いわば媒介としての法です。これに関しては、法の形式を定める権力を有する者も、権力を行使される対象としての人々も、ともに法という一つの基準をつうじて相互に調整しあうのであり、法はその両者に対して規範力を有するのです。そういった側面を法がもつとみた場合、まさ

に今ハンガリーの現実の姿はかかるものであり、これを考慮に入れていかに変革するかが今のわれわれの課題となるわけです。さきほども述べた法のクラシカルな二区分に基づいてハンガリーを特徴づけた場合、形式的にはそうであつたにしても、内実的な区分をやったかどうかはわかりません。

法それ自体のオートノミーがハンガリーで様々に改変されることがあつたにしても、それ自体が生み出されるということころまでは至っていないのです。

結論的に一言述べるなら、過去を忘れたいと望むことはできても、実際に忘れることはできないのです。つまり、東・中欧地帯における過去幾世紀にもわたる伝統がありますが、これには、けっして好しいものだけでなく悪しきものも多く含まれております。そういう過去を忘れたいと望むのは勝手ですが、しかしそれを忘れることはできません。不可能です。ここから我々が実践的に引き出さねばならない重要な点はつぎのことです。すなわち、我々の現実的な姿勢はどうあるべきかといえは、我々の過去を考慮に入れなければならないということです。つまり過去にもっている我々のなかに入り込んだネガティブなもの、定着し習慣化してしまった否定的要素を考慮に入れねばならないということです。今、ハンガリーで支配的見地となつているのは、そして私たちの社会で最

御清聴に感謝申し上げます。

大の課題となっているのは、さらに今現実に進みつつあるプロセスというのは、「近代化」の課題であるということです。そのなかで最も重要なもののひとつはルカーチのものですが、それは、歴史とは引き戻すことが不可能な発展の過程であるというテーゼであります。歴史における連続性、それから発展の法則というものは、それが意味することは、過去において一度起こったことは、それがあたかもなかったことかのように拭い去ることはできないということであり、必ずそれは一度起これば人間の意識のなかに入り込み、入り込むとそれは既に前提とされねばならず、たんなる意識の問題ではなく、現実のものとなるのです。そしてそれがネガティブなものである場合、意識的な努力によってそれを克服していく以外にはないのです。そのことがまた意味するところは、今、法のオートノミー、あるいは社会意識のなかに民主的な要素をとりこんでいく試みがなされるならば、そのこと自体が既に一つの覆元しえないプロセスの出発点となるというように理解できましよう。思うに、それは想像を絶する困難な課題であります。しかし、そうであるにもかかわらず、ハンガリーの学者たちの多くは、たとえ困難であろうともハンガリーの将来はそこにかかっているのだという認識において一致しております。